

# 2019年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案への回答

2019.4.11

## 地方自治の推進

「市民参加推進に関する指針」策定を経て、市民公募委員の参画、各種説明会の開催・意見募集など市民と行政が知恵と力を出し合う市民自治のまちづくりが少しずつすんでいると評価しています。その中でも地域コミュニティのあり方についてはまだ検討が必要で、まずは私たち住民が中心となってまちづくりをすすめる環境づくりが重要と考えます。このような観点から以下について要望します。

### 1. 市民自治のまちづくり

#### 1) 地域で問題解決できるコミュニティづくり

- ・ TX沿線開発地域における地域交流センターなどの地域拠点の整備

【回答：文化芸術課】

TX沿線開発地域における公益施設の整備の必要性は認識しており、その整備については、全庁的に進めていくとともに、市民の皆様の御意見等を伺いながら検討していく必要があると考えています。

まずは、平成31年(2019年)春に市庁舎敷地内にオープンするコミュニティ棟1階の会議室やオープンスペースを、市民の方にも利用していただけるよう準備を進めているところです。

### 2. 政策立案過程への市民参加

#### 1) 「市民参加推進に関する指針」「パブリックコメント手続きに関する要綱」の条例化を行う。

【回答：企画経営課】

市民自治を基調とした市政運営を行うためには、多様な意見を集め、合意形成を図りながら進めていくことが重要と考えます。

同指針については、5年を超えない期間毎に、条例化を視野に入れながら運用についての検証を行います。また、パブリックコメント手続きについては、市民参加の手法の1つであることから、同検証の中で併せて検討していきます。

#### 2) 審議会等の交代した委員に対して、それまでの経緯の説明などオリエンテーションを行う。

#### 3) 会議終了後、時間を取って市民委員の質問を受けるなど行政がフォローする。

【回答：企画経営課】

市民公募委員がその役割を果たすためには、事前に審議会等の目的や内容を明確

にするなど、十分な情報提供を行い、発言しやすい環境づくりをしていくことが重要であると考え、市民公募委員への事前説明や会議中、会議後のフォローなどの取組を実施しています。

平成30年度(2018年度)から、市民参加推進の取組について検証するため、各審議会等に参加された市民委員や、市民委員が参加した審議会等の所管課に対し、取組状況（事前説明や会議中の配慮など）や満足度、改善に向けた意見を調査するアンケートを実施しています。

これらの結果を、市民が応募しやすく、また参加しやすい環境づくりに生かすとともに、各所管課が行っている効果的な取組については市全体で共有していきます。

#### **4) 会議公開について、傍聴者への資料提供の判断基準（閲覧・配布）を明らかにする。**

**【回答：総務課】**

公開とする会議の資料提供については、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」第8条において、資料（不開示情報が記載されているものを除く。）を傍聴人の閲覧に供することになっております。

また、公開できない部分を含む場合には、その部分を除いた資料や概要資料の配布に努めています。

#### **5) 策定途中の市民意見の聴取を、最終段階で行われているパブリックコメントだけではなく、「市民参加推進に関する指針」策定時のようにHPで意見募集を行う。**

**【回答：企画経営課】**

最適な市民参加の実施を目指して、従来の手法だけでなく、策定途中に意見募集を行うような取組についても検討していきます。

#### **6) 市民参加の取組がルール化していることを知らせるため、HPの市民参加のページに「市民参加推進に関する指針」と共に、関連の条例・規則・要綱を掲載する。**

**【回答：企画経営課】**

ホームページでの情報提供については、より市民の方が参加しやすい情報の掲載や分かりやすい構成にしていきます。

#### **7) 行政経営懇談会では施策評価を行っているが、妥当な事業選択が行われず効果的な評価を行いにくい様子が見受けられる。どのような評価を行っていくか、その為の事業選択はどうすればよいか、懇談会内で検討する。また「ABC」三段階評価では、ほとんどの施策がB判定となり差異が分かりにくい。点数評価等への変更を検討する。**

**【回答：企画経営課】**

現つくば市戦略プラン（平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度））で定める個別施策については、目標や指標の設定がされておらず、施策の効果については、定性的な評価を行っています。

現在、平成 31 年度（2019 年度）までの期間で、つくば市未来構想及び戦略プランの改定を行っており、その中で、個別施策に具体的な目標や指標等を設定するとともに、妥当性のある事業選択を進めていきたいと考えています。

また、今後の個別施策評価の手法（点数評価等への変更）については、行政経営懇談会等からの御意見を伺うとともに、他市事例を参考にしながら、検討していきます。

#### 8) 市民提案制度について、調査研究し制度設計に取り組む。

**市民が、市長へのメールや手紙、タウンミーティングなどで発言するだけでなく、市民が政策や事業の提案を行い、市民間で議論する「市民提案制度」を確立する。**

##### 【回答：広聴室】

「市長へのたより」や「市長へのメール」では、年間を通じて幅広い層の市民等から、市政への様々な意見・提案が多数寄せられています。特に最近は、スマートフォンの普及等を背景に「市長へのメール」の増加が著しく、より多様な市民の声が寄せられるようになりました。また、市長と市民が直接的な意見交換を行う「タウンミーティング」においても、毎回、市の政策や事業について多岐にわたる意見・提案等をいただいているところです。

これらの意見・提案は、関連部署にそのつど共有し、可能な限り市政に反映できるよう努めており、実際に提案が採用されたり、意見が事業に反映された事例もあります。

市民提案制度に相当する取組として、平成 28 年度（2016 年度）まで「市民モニター制度」を実施していましたが、「市長へのメール」等による意見・提案の増加に加え、タウンミーティングや、各担当部署によるテーマ別の意見交換会・ワークショップ・アイデア募集等の事業が始まったことにより、これらの事業から「市民モニター制度」と同様の成果が得られるようになったことから、「市政モニター制度」は事業廃止に至った経緯があります。

市民提案制度を改めて設けることについては、今後、他自治体の取組等も調査研究し、検討していきます。

### 3. 市民参加関連の取り組みについて

#### 1) 市民への情報提供

- ・広報つくば：通常の広報の他「お知らせ版」を作成し、月 2 回発行する。保存を考え紙面を A4 版にする。

## 【回答：広報戦略課】

平成 29 年度(2017 年度)に実施した「広報活動に関するアンケート」では、現在の発行回数について「ちょうどよい」との回答が 94.5%、紙のサイズについては、92.5%の方が「ちょうどよい」と回答し、現状に満足している結果となっており、月 2 回発行や A4 版化はコストも大幅に増加することから、現状の形態で進めていきます。

- ・ **便利帳：高齢者についての記述部分の文字を大きく見やすくする。**

## 【回答：広報戦略課】

高齢者の方々向けの情報だけ文字を大きくすることは難しいですが、ユニバーサルデザインフォントやユニバーサルデザインカラー、絵文字（ピクトグラム）を使用するなど、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが読みやすく、使いやすい「べんり帳」の作成に心がけていきます。

- ・ **高齢者福祉サービスをまとめた「ハートページ」**

分かりやすく役に立つのに知られていない。75 歳以上の方へお祝い金を届ける際に、一緒に 1 部／世帯を配布する。

## 【回答：介護保険課】

「ハートページ」は、協賛企業の広告費のみで編集から印刷費を貢い、発行者と市が共同で作成している介護保険専門の情報誌（フリーぺーパー）です。

平成 30 年度(2018 年度)は、市へ 6,000 部が配布され、市の介護保険窓口・地域包括支援センター・居宅介護事業所・在宅介護支援センター・保健センター等へ配布し、要介護認定者やその家族、ケアマネジャーや介護サービス事業者の方々にご利用いただいております。

併せて、「あんしん介護保険」「介護サービスマップ」を作成し、周知を行っているところですが、必要な情報が行き届くよう、さらなる周知に努めています。

- ・ **市庁舎 1 階の情報コーナー**

アピール効果のある看板を出す。問合せ先を明示する。各種計画ごとに、計画と検討した会議の議事録を展示し、その配置図を入口に明示する。（現状、議事録だけがまとめられアイウエオ順になっているので、計画と関連付けて閲覧しにくい）

教育局関係の計画なども展示する。

## 【回答：総務課、教育総務課】

市政情報コーナーについては、アピール効果が期待できる看板の設置、問合せ先や配置図の明示を行うとともに、最新の各種計画や会議録を分かりやすく配置しました。今後も、来訪者が閲覧しやすい環境作りに努めています。教育局関係資料

については、「つくば市教育プラン（概要版）」を設置していますが、今後も、市政情報コーナーを活用して資料を積極的に公開し、市民の皆様との情報共有に努めます。

・**説明会、相談会：就業している市民に配慮した開催時間帯の工夫を行う。**

【回答：企画経営課】

各部署が実施する市民向けの説明会や相談会については、それぞれ対象とする方々が参加しやすいよう、開催日程・時間等を考慮していますが、参加者へのアンケート結果等を参考に、より多くの方に参加していただけるよう工夫することを呼びかけていきます。

・**議会の会期中、市庁舎1階（待合コーナー付近）で議会中継を放映する。**

【回答：議会総務課】

議会中継の放映については、議員からの意見を聞くなど、今後協議していきます。

**2) 地域交流センターの活用**

市民が納得し利用しやすい地域交流センターとなるため、（仮）各地域交流センターだよりを発行し、センター内やHPで公表してどのような活動をしているか、利用料収入はどのように使っているかなどを知らせる。

【回答：文化芸術課】

交流センターにおける活動情報の発信については、交流センター講座の情報を、広報つくばや市ホームページにて紹介する等、随時行っており、利用料収入の使途についても、「地域交流センター決算のお知らせ」で公表してきました。今後、より広範な発信のため、市HPでの公表の仕方などを検討していきます。

**3) つくば市中心市街地再生にあたり、市民活動センター及び市民活動エリアの拡充を行う。**

【回答：市民活動課、学園地区市街地振興室】

中心市街地においては、平成30年(2018年)7月に策定した「つくば中心市街地まちづくりヴィジョン」を実現するための戦略を策定するとともに、不足している公共施設の設置や既存公共施設の利活用等に向けた検討を進めており、市民活動センター及び市民活動エリアの拡充についても、市民からの要望もあるため、関係各課で連携し検討をしています。

**4. 選挙投票率の向上・投票環境の整備**

投票率の向上をめざし、選挙に行きやすい環境整備のため、次の点を提案します。

1) 投票所の増設など

- ・イオンモールは既に設置されているが、新たにイーアスつくばに設置する。
- ・移動投票所
- ・選挙割引…投票時に証明書を発行し、つくタクを1回無料とするなど。

【回答：選挙管理委員会事務局】

平成30年(2018年)12月9日執行の茨城県議会議員一般選挙より、イーアスつくばに期日前投票所を設置しました。現状では、移動投票所の必要性は低いと考えます。選挙人の移動支援については、様々な方法を研究、検討していきます。

## 2) 公職選挙法を順守し、投票時間をもとに戻し午後8時までとする。

【回答：選挙管理委員会事務局】

投票時間については、これまでの選挙の投票状況をもとに、選挙管理委員会で決定していきます。

## 安心、安全で暮らしやすいまちづくりの推進

### 1. 安全な自転車のまちづくり

つくば市では、自転車安全利用促進条例を制定し、自転車安全利用促進計画を策定して、自転車のまちづくりを推進しています。自転車はCO<sub>2</sub>の排出がなく、温暖化対策としても自転車利用が推進されていますが、一方で、自転車と歩行者の接触死亡事故が発生するなど、自転車の安全通行に関する問題は深刻です。自転車のまちづくりを推進しつつ、歩行者の安全を確保するためには、自転車利用者への交通ルール順守の徹底などに本気で取り組む必要があります。そこで以下の提案をします。

#### 1) 自転車利用者を交えた話し合いの場を設ける

一部の車道に青く塗装した自転車専用レーンが設置されているが、右側走行（逆走）が目につく。標識板が設置されているところもあるが、もっと目立つよう、表示方法を工夫できないか。どのような表示が効果的か、また、自転車のマナー向上について、中高生、大学生など、自転車利用市民を交えて、話し合う機会を設ける。

（交通マナー教室というスタイルではなく、どうやったら自転車のマナーが向上するか、アイデアをもらいたい、というスタンスで、話し合う機会を各学校等で開催し、担当課が参加すれば、これまでマナーが良くなかった学生であっても、解決策を考える立場に立つことによって、意識が変わるきっかけになると思われる。）

【回答：総合交通政策課】

市では、「つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく「自転車のまちつくば推進委員会」を設置しております。当委員会には、有識者、筑波大学学生課、つくば市PTA連絡協議会、つくば市中学校長・高等学校長協議会、警察等の行政機関、市民公募委員等が参加しており、つくば市の自転車施策の進捗

管理の一環として、自転車レーンの走行ルール順守方策や自転車利用者のマナーの向上についても意見交換を行っています。

マナーの向上については、当委員会の意見を踏まえ、防犯交通安全課で主催している交通安全教室と連携し、より効果を高める手法を検討していきます。

また、自転車レーンのルール順守方策についても、当委員会の意見を参考に関係部署が連携し、引き続き検討します。

## 2) ペデストリアンデッキの自転車通行について、安全対策を行う。

- ・ペデストリアンデッキは中心市街地の特徴であり、多くの利用者があるが、当市のペデストリアンデッキは自転車も乗り入れができるため、歩行者と自転車の接触事故が多発しており、安全上の対策が必要と考える。
- ・ペデストリアンデッキは歩行者優先であるという認識を利用者が持てるような工夫が必要（歩行者優先の注意喚起、自転車の速度制限など）

【回答：防犯交通安全課】

自転車の運転マナーについては、つくば中央警察署、つくば中央地区交通安全協会、つくば中央地区交通安全母の会連合会や筑波大学と連携し、交差点での立哨など、啓発活動を行っています。

今後、ペデストリアンデッキに安全な走行や注意喚起のための看板を設置したり、防犯・環境美化サポーターにより、危険な自転車走行をしている者への注意呼びかけを実施していきます。

## 3) 大通りの歩道を明るく

東西大通りなど、交差点以外に街路灯が無く、夜間の通行が非常に危険である。歩行者と自転車の接触死亡事故が、このような状況で発生している。一部、大学や研究所の協力により、改善が見られるが、まだ暗いところがあり、他県から来た学生にとって、「つくばは暗い」という第一印象が共通している。大通りの歩道に、夜間の照度基準を設定して、明るさの確保に取り組む。

【回答：防犯交通安全課】

歩行者等の安全及び快適な歩行空間の確保のため、市、県、研究機関、大学等関係機関で協議会を設立し、明るいまちづくりに向けた課題解消について協議しています。今後、幹線道路やペデストリアンデッキなどにおける課題解消に取り組むために、要望の多い箇所や危険箇所などにおいて、照明設備の設置場所や設置方法などの調査を行いたいと考えています。

## 2. 公共交通

公共交通は可住地面積の広いつくば市にとって、常に大きな課題となっています。昨年から本年にかけては、つくバスの改編、つくタクのサービス改善、新規路線バスへの補助などに継続して取り組まれており、徐々に利便性が高まってきました。特につくタクは、予約受付回線の増設や受付の工夫により、予約がスムーズになり、相乗り率の向上が見られます。また、チケットの紙質が厚く大きくなり、使いやすくなったとの声も届いています。さらに取り組みを強化するため、以下の点を提案します。

**1) 公共交通活性化協議会の委員に公共交通を日常的に使っている市民を公募で募る。**

【回答：総合交通政策課】

つくば市公共交通活性化協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年（2007年）10月1日施行）に基づく法定協議会として、学識経験者や交通事業者などで構成されており、市民代表としては、公平な立場で地区の意見を代弁していただけけるよう、各地区の代表区長を協議会委員に任命しています。既に協議会構成委員が35名に上っております、委嘱期間も年度中にまたがるなど、検討課題が多いことから、新たな市民委員の公募については、継続して検討してまいります。

**2) 要望により新たに設置したバス停について、利用の実態を調べる。利用が無ければ廃止するなど伝えて、さらなる利用をPRする。利用目標、見直しの基準を示す。**

【回答：総合交通政策課】

今回のつくバス改編では、新規路線の設定や既存路線において要望のあったバス停を増設するなど、市民の利便性向上を図りました。

しかしながら、所要時分の増加により、結果としてバス本数の減少などの影響もあることから、継続的に利用者動向を注視し、利用されないバス停留所については、廃止やルートの見直しなどを含め検討を行います。また、区会回覧や説明会等を通じて利用実態を市民に周知することで、さらなる利用促進を図ってまいります。

**3) 地域ごとの継続的な話し合いの場を設ける。**

【回答：総合交通政策課】

今回の公共交通改編においては、各地区の説明会等を通じて、課題や要望を伺うことができました。すべての要望を反映することはできませんでしたが、今後も説明会等を通じて、要望や利用促進策について、市民との対話を実施してまいります。

### **3. 再開発によるまちづくり**

**1) 再開発によりこれまで築かれてきた緑豊かなつくばを残してほしいという希望がある一方、街路樹の落ち葉などの苦情も多々あり、街路樹の維持管理については賛否両論がある。**

街路樹の美しさは、筑波研究学園都市地区において、魅力でもあることから以下を検討するよう提案する。

- ・街路樹等の緑を今後どう維持・管理するのかについて、住民間で協議する場を設ける。

【回答：道路管理課】

街路樹等の緑の維持管理方法については、道路幅員等、隣地諸条件を十分に考慮した上で、景観と住みやすさ等も含めて、有識者等から御意見をいただき、関係各課と調整をしながら検討を行っています。今後、市民からの御意見を伺う場を設けることについても検討していきます。

- ・つくば市のまちづくりとして、「街路樹のあり方」や街路樹を含めた道路の改良計画を検討する。
- ・なお、街路樹及び歩道の整備については、事前の周知及び意見を求め、住民と行政の意見交換会を開催する。

【回答：道路整備課】

街路樹および歩道の整備については、平成29年(2017年)1月に工事実施予定地区において事前説明会を開催し、意見交換を行った結果を設計に反映させました。現在も、街路樹の更なる保全のため、有識者等の協力の下、現地を調査しながら整備方法について再度検討しているところです。今後、新たに整備する地区においても、住民に事前周知を行い、意見を伺いながら進めています。

- 2) 中心市街地まちづくりビジョン等が定められ、戦略プランが検討されているが、要所要所で情報提供だけでなく、経過報告や市民との意見交換を持ちながらすすめるよう提案する。
- ・市民フォーラムなどを開催し、意見聴取と同時に市民がまちづくりの主体となりうる取り組みをする。

【回答：学園地区市街地振興室】

「つくば中心市街地まちづくりヴィジョン」を実現するための戦略の策定にあたっては、これまでに実施したアンケートやオープンハウスなどによる意見を踏まえるとともに、今後も市民との意見交換を行いながら進めています。

- 3) 市内には万葉集の時代から培われた地域特色のある文化・伝統が受け継がれてきた地域がある一方、最先端科学の研究所が集積するなど、最古と最新を併せ持っている。中心市街地については、つくば駅周辺の文化施設（ノバ、カピオ、アルス）をはじめ、エキスポセンターや中央公園、センター広場、国際会議場はペデストリアンデッキで連続して立地している。また、8000人130か国を超える外国人が住み、国際色豊かな側面もある。さらに、芸術家や団体、また文化芸術に関して創造性豊かな団体も在住しており、これらの施設や人材、多様性を活かした文化芸術のまちづくりを進めるよう提案する。

- ・市民を交えた運営協議会やフォーラムの開催により、施設を活かせる企画を創造する。

【回答：文化芸術課】

ノバホールやカピオにおいては、これまで、指定管理制度への切り替えなどの施設の運営に大きな変更がある際に、市民参加による運営協議会において、施設のあり方について市民の意見を伺ってきました。

施設自体の自主事業は限られていますが、市民の意見を取り入れることは重要だと認識していますので、利用者アンケート等を基に、企画等を計画していきます。

- ・共通もしくは関連のテーマで一定期間、施設が連携した企画をおこなう。

【回答：文化芸術課】

共通もしくは関連のテーマで一定期間、施設が連携した企画を行うことについては、例えば、第34回つくば国際音楽祭「フジコ・ヘミングピアノソロコンサート2018」の開催に合わせて、近隣の公共施設である中央図書館で、関連図書の特別展示を開催しました。今後も、情報共有を行いながら、周辺の公共施設と連携した企画等を行っていきます。

#### 4) 公園を積極的に活用する。

2018年夏～秋にいくつかの実証事業が行われました。公園の利用促進は市民参加の身近な一歩になります。

- ・実証事業の結果を公表する。

【回答：学園地区市街地振興室】

平成30年度(2018年度)に実施したプレイスメイキング事業の結果については、市のホームページに掲載しています。

- ・中央公園のバーベキュー事業エリアをプレイパークエリアとして、活用する。

なお、バーベキュー事業を今後も実施するのであれば、バーベキュー事業エリアは交番前あたりに移動して屋根つきの施設にする。

(より駅に近くアピール度が高くなる)

- ・公園の管理主体が市民にわかるように、公園内に明示する。

【回答：学園地区市街地振興室、公園・施設課】

平成31年度(2019年度)のプレイスメイキング事業等については、平成30年度(2018年度)と同等の内容を実施するとともに、新たな取組みを実施したいと考えています。2020年度以降については、関係部署間で協議して実施内容や場所を検討したいと考えています。

## 環境に配慮した住みやすいまちづくり

### 1. 原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくり

#### 1) 東海第二原発の事故防止

つくば市は東海第二原発から 60km の距離にあり、避難計画策定義務はないが、原発事故が起これば影響を受けるのは必至です。また、茨城県の広域避難計画では、水戸市民の避難先に指定されています。したがって、東海第二原発の事故防止は、つくば市民が安心して暮らし続けるために、喫緊の課題です。そこで、以下の提案をします。

##### ①水戸市の避難計画におけるつくば市の役割を明確にするよう、水戸市に申し入れる。

水戸市の避難計画において、つくば市がどの程度の規模の避難者を受け入れることになるか、まだ明確に示されていません。東海第二原発の再稼働を地元自治体が判断する際には、避難計画の実効性が重要な判断基準になります。受け入れが実行可能な計画なのか、つくば市として判断するために、水戸市の避難計画におけるつくば市の役割を明確にするよう、水戸市・茨城県に申し入れを行う。

##### 【回答：危機管理課】

水戸市の広域避難計画におけるつくば市の役割につきましては、水戸市の準備が整い次第、今後協議していきます。

##### ②茨城県に対し、複合災害を想定した原子力災害対策の策定を求める。

福島第一原発事故から明らかのように、原子力災害は多くの場合、震災等の複合災害になる可能性が高いと考えられるが、茨城県の計画では、複合災害の場合については詳細に規定されていません。現実に可能性の高い複合災害を想定した対策を策定するよう、また、策定が困難な場合にはその旨を速やかに公表するよう、茨城県に対し早急に申し入れを行う。

##### 【回答：危機管理課】

複合災害を想定した対策は、重要な事項だと思いますので、茨城県に申し伝えます。

##### ③原子力災害の心配のない市民生活を確保するため、東海第二原発の再稼働に反対する立場を、茨城県、経産省、日本原子力発電に対して伝える。

##### 【回答：環境保全課】

原発は、市民の安全性の確保が確認されるまでは、再稼働すべきではないと考えます。

#### 2) 放射能汚染対策

3. 11福島第一原発事故はまだ収束しておらず、放出された放射性物質がどのような影響を与えるか未解明のままです。

#### ①給食食材へ放射線の高い食材を使用しない

事故から7年が経過し、ヨウ素やセシウムの放射線量は低減していますが、未だ放射性物質が検出される食材があります。きのこ類、山菜類など、放射性物質が検出される食材は給食に使用しないようにする。

##### 【回答：健康教育課】

放射能検査については、2011年11月以降、放射能を含む可能性があるきのこ類などの食材の事前検査や、給食全量の事後検査を毎回行っています。2012年12月まではひらたけや干しシイタケにおいて、最大49ベクレルの放射性セシウムが検出されていましたが、その後は、2014年11月に7ベクレル前後、2017年11月と2018年2月に13ベクレル前後が検出された以外は検出されていません。

なお、過去6年間は、厚生労働省が設定している一般食材の放射性セシウムの基準値100ベクレルを大きく下回っている状況です。

#### ②除染した土の管理

事故発生後に、市や学校、先生の協力のもとで学校グラウンドや側溝の土などを除染し、学校敷地内に放射性物質が漏出しないように埋設して頂きました。時間が経つにつれ、埋設位置の情報がわからなくなることも考えられます。引継ぎが確実に行われ、児童生徒が立ち入らないように対処する。

##### 【回答：環境保全課】

埋設した場所の引継ぎが行えるよう、各施設に埋設位置情報等を記載した図面を配布し、情報を共有しています。さらに、埋設地点は毎年空間放射線量の測定を実施し、ホームページに公開しています。

### 3) 再生可能エネルギーの推進

原発にたよらない社会の構築に向け、つくば市でも再生可能なエネルギーの確保に向け推進していくことが必要です。原発が無くてもエネルギーは足りていますが、脱原発の方針を市民に浸透させるため、代替エネルギーの普及と省エネルギー対策の推進を行う。また度重なる自然災害により、遠隔地の大規模発電に頼ったエネルギー体制の脆弱性が明らかになりました。危機管理の視点からも、エネルギーの地産地消をより一層進める。

つくば市は「SDGs未来都市」に選定されました。SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の理念のもと施策を推進して

いくために、具体的な計画を立てて進めることができます。

①新たにつくば市全体の再生可能エネルギー推進の計画を立てる。

つくば市で利用できる再生可能エネルギーを検討し、導入計画・目標をたて実行する。特に、公共施設への導入について、防災の面からも検討し、計画をたて実行する。

【回答：環境政策課】

再生可能エネルギー推進については、現在は「つくば環境スタイル“SMILE”」に基づいて取組を推進しておりますが、今後は、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に改定移行し、引き続き推進します。

また、公共施設については、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しています。

②現在、実施している公共施設・個人住宅への太陽光発電設備・太陽熱利用設備の設置についても、それぞれの具体的な導入計画・目標をたて、それに沿って確実に実施する。

【回答：環境政策課】

公共施設への太陽光発電設備等の設置については、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、導入を推進しています。

また、平成15年度（2003年度）から実施している太陽光発電設備及び低炭素住宅等への補助事業や啓発活動の効果により、個人住宅への普及が進んでいます。

今後も、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に沿って、引き続き低炭素なまちづくりを進めます。

## 2. ごみ減量に向けて

現在、つくば市の最終処分場は市外の民間処分場に委託しています。その残余年数が7年を切りました。焼却灰は年間約11,000トン発生しており、焼却ごみの減量が喫緊の課題です。

新リサイクルセンター稼働に向け、この機会を十分にいかし、ごみ削減を市の重要施策と位置付け取り組んでいただきたく、下記の施策を提案します。

### 1) 分別の徹底・推進

【現在回収している資源類の分別推進】

①燃えるごみの約25%をしめている紙類の分別促進

・小中学校での出前事業で紙類の分別を引き続き取り入れ、さらに啓発をすすめる。

【回答：環境衛生課】

小中学校での出前授業における紙類の分別の啓発は、引き続き注力していきます。

- ・雑がみ回収袋を公共施設・学校などへも配布することで雑がみ分別の徹底を図る。

【回答：環境衛生課】

公共施設や学校からの要望に応じて雑がみ回収袋を配布していますが、より積極的に活用してもらえるよう、小学生のクリーンセンター見学の際のPRや公共施設への呼びかけなどを行っていきます。

- ・市役所以外の公共施設・学校などのシュレッダーごみの回収に取り組む。

【回答：環境衛生課】

公共施設や学校などのシュレッダーごみの回収については、各施設において取り組むよう働きかけていきます。

- ・事業系の紙類の回収を促進するため、雑がみ回収袋を配布することで啓発を図る。

【回答：環境衛生課】

事業所への雑がみ回収袋の配布については、数に限りがあるため、事業所に雑紙回収のPRを行う際には、環境への影響だけでなくコスト削減効果もあることをアピールし、回収袋以外の方法での紙類の分別も促進していきます。

## ②古布類の分別促進

- ・古布類の分別について、現在より詳細なチラシをつくりお知らせする。

【回答：環境衛生課】

チラシの作成については、検討していきます。また、「平成31年度(2019年度)つくば市ごみの出し方カレンダー」内の「ごみの分け方・出し方ガイド」を見直し、分別についてより分かりやすい表現にできるよう努めます。

## ③事業所ごみの更なる分別徹底指導

- ・現在行っている搬入調査の頻度を増やし、徹底的な指導を行う。

場合によっては、事業者を訪問し、分別の徹底につながるようにする。

【回答：環境衛生課】

平成30年度(2018年度)は搬入検査の回数を増やし、事業者への分別徹底指導に取り組んできました。また、必要に応じて排出事業者への直接指導も行っていきます。

- ・過去の搬入調査では大規模排出事業者以外の事業所からの燃やせるごみに、資源類が混入している状況が明らかになっているので、先進自治体の例などを参考に、分別収集の仕組みを整える（例えばオフィス町内会など）。

【回答：環境衛生課】

事業所から排出される燃やせるごみへの資源物の混入については、他自治体の取組事例を参考にしながら、分別を徹底できる体制を検討していきます。

### 【新たな分別】

#### ①プラスチック製容器包装の回収について

- ・リサイクルセンター稼働（平成31年稼働予定）に合わせて始まる容器包装リサイクル法に関するプラスチックの回収については、市民への丁寧な説明を進める。広報紙だけのPRに留まらないよう様々な機会をつくる。

2019年3月から計画されているワークショップを各地区+市役所の7か所で開催するなど、市民が参加しやすい場所で進める。

自治会の集まり、PTAの集まり、市民活動の集まり、まつり、市民文化祭、環境フェスティバルなども有効に利用し、周知徹底を図る。

その機会を利用し、容器包装プラスチック以外の資源類の回収についても分別徹底を働きかける。

#### 【回答：環境衛生課】

容器包装プラスチックの分別収集開始の周知啓発については、まつりつくば、区会回覧、広報紙、ホームページや市内イベントでのチラシや周知物品の配布によるPRを行ってきました。また、つくばくらしの会や、つくば青年会議所などの各種団体等から協力を得て、チラシの配布などによる周知を行っているところです。今後も、各交流センター、小中学校や市内スーパーの店舗へのポスターの掲示やチラシの配布、広報紙、ラヂオつくばの放送、区会へのチラシの配布等に加え、区会等からの要望に応じて出前講座も実施し、より一層のPRに努めます。

ワークショップについては、より多くの市民に参加していただけるよう、開催場所を検討していきます。

また、イベント等でPR活動をする際には、プラスチック製容器包装分別収集開始のチラシと合わせて雑がみ回収袋も配布しており、今後も他の資源物に関する周知も積極的に行っていきます。

- ・プラスチック類の回収については一部スーパーマーケットで行っている資源類回収などとも協力体制をとれるよう検討する。

#### 【回答：環境衛生課】

スーパーマーケット等との協力体制については、現在、上記のポスター掲示やチラシ配布などの周知啓発のほか、店舗回収量のデータ提供を依頼しており、引き続き協力をお願いしていきます。

**②シュレッダーごみについて、市役所のシュレッダーごみは回収されリサイクルされている。新たなストックヤードもできるので、市役所以外の公共施設からなるシュレッダーごみの回収にも取り組む。**

**【回答：環境衛生課】**

公共施設や学校などでのシュレッダーごみの回収については、各施設において取り組むよう働きかけていきます。

**③木くず類（剪定枝や板など）の分別回収を検討する。資源となるものはできる限りリサイクルに取り組む姿勢で、木くず類の再利用に取り組む。**

**【回答：環境衛生課】**

木くず類については、現在、市内の民間処理業者が資源化を行っております。また、市で収集した分については、クリーンセンターにおいて焼却処理を行い、焼却熱を発電やウェルネスパークへの熱供給を行うサーマルリサイクルとして活用しております。

**④使用済み小型家電の回収品目を増やすいか検討する（国では現在小型家電としては 28 品目が指定されているが、つくば市では 10 品目の回収に留まっている。回収ボックスの他、クリーンセンターでの拠点回収を検討し、回収品目を増やす）。**

**【回答：環境衛生課】**

使用済み小型家電の回収品目の拡大については、平成 30 年度（2018 年度）中に小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者と連携協定を締結し、パソコンを含めた約 400 品目の小型家電の宅配便回収が可能となります。また、回収ボックスでの回収品目の追加や、クリーンセンターでの拠点回収についても検討していきます。

**【推進体制・広報】**

**①市民・事業者・行政が連携してごみ減量に取り組むため、「レジ袋削減懇談会」のような会をつくり、共に活動に取り組む。**

**【回答：環境衛生課】**

市民や事業者との連携については、ワークショップに参加していただいた方や協力していただける市民団体の方などと連携し、必要に応じて懇談会を立ち上げ、様々な活動に取り組めるよう検討していきます。

**②一部スーパーで行っている資源類回収を他店へも拡大できないか検討する。**

**【回答：環境衛生課】**

市で収集した資源物については、売却し、市の財源となっております。しかしながら、資源類回収を行うスーパーが増えることで市民のリサイクル意識が高まることも考えられるため、他店への拡大についても検討していきます。

### ③HPへの掲載内容について

- ・ごみ分別辞典やごみ分別アプリをHPへ掲載する。

【回答：環境衛生課】

ごみ分別辞典やアプリについては、ごみの正しい排出方法の周知に効果的であると考えられますので、他自治体の例も参考にしながら検討していきます。

## 2) 生ごみ減量施策

### 燃えるごみの約38%をしめる生ごみの減量

#### ①生ごみの自家処理の推進

生ごみを自宅で処理できれば、焼却量を減らせるだけでなく、収集に伴う経費も節約できる。

簡単にできる方法を知らせるために、自宅で手軽にできる生ごみリサイクルの方法の講習会を開催する。

（ダンボールコンポストモニター講習会などを行う。参加者には初心者セットを無料で配布することで実践者を増やすことを試みたらと思います。生ごみ処理容器の補助金2万円では1世帯ですが、ダンボールコンポストだったら、10世帯の実践者を増やすことにつながります）。

【回答：環境衛生課】

今年度の生ごみ処理機の購入補助金申請数は、すでに昨年度実績を上回っている状況ですが、現状に満足せず、さらなる推進に取り組んでいきます。

生ごみリサイクルの講習会については、生ごみ処理機の購入補助金申請者にアンケート調査を行ったところ、希望者は少数でしたが、実物を見せながらのPRは効果的であると考えておりますので、イベント等で生ごみ処理機やダンボールコンポストの展示、チラシの配布などを行っていきます。また、引き続きアンケート調査を行い、生ごみリサイクルの講習会開催の希望者が増加した際には、講習会の実施も検討していきます。

#### ②生ごみのリサイクルを検討する（飼料化、ガス化、堆肥化など）。

【回答：環境衛生課】

生ごみのリサイクルについては、家庭での飼料化・堆肥化を優先事項と考えておりますので、生ごみ処理機による家庭処理の推進をより積極的に行っていきたいと

考えております。また、事業者に対しても排出抑制やリサイクルについて呼びかけていきます。

### 3) 啓発する際のポイント

- ・ごみ減量の必要性、つくば市ごみ処理の実態、リサイクル率の低さなどを市民に広くわかつてもらう活動を組む。
- ・いつでもどこでもごみ減量をアピールする（まつり、自治会の集まり、区長会、タウンミーティング、PTA、市の各種イベント、出前講座、広報紙などあらゆる機会を利用する）。
- ・市民と行政がともに協力して「ごみ事情お知らせ隊」など積極的な広報活動を行う。
- ・ごみ減量のアピールには、処理の実態、リサイクル率の低さ、例えば仙台市の「WAKE UP（ワケアップ）」、横浜市の「ヨコハマ G30」「ヨコハマ3R夢（ヨコハマスリム）」などのように、どこでもいつでもごみ減量をアピールするキャッチフレーズをつくり、市民にごみ削減の必要性を訴える。
- ・つくば市のごみや資源類の流れを見える化する。回収量や資源売却金なども含め、集めたものがどのように処理されているか、どのようにリサイクルされているかわかるようにする。
- ・新たに開催されるワークショップやそこに参加された方や市民団体との連携を積極的にすすめる。

#### 【回答：環境衛生課】

ごみの減量や分別については、広報紙、ホームページ、区会回覧、出前講座、小学4年生を対象としたリサイクル工場見学会やイベントにて啓発活動を行っております。その他にも、ラジオ出演や動画作成などによるPRも行っています。また、つくば市が委託している民間最終処分場の残余年数が残り少ないとともに、最終処分量削減のため溶融固化処理等により焼却灰のリサイクルに取り組んでいることも周知していきたいと考えています。

平成31年度(2019年度)には、ワークショップの開催を予定しており、その中でごみ減量をアピールするキャッチフレーズについても意見を募りたいと考えております。また、ワークショップに参加していただいた方や協力してもらえる市民団体の方などと連携し、ごみに関する情報の拡散を行っていきたいと考えています。

## 3. バイオマスの利活用

H23年に市で行ったバイオマス賦存量調査やH22年に3Eフォーラムのバイオマスマスクフォースで試算したバイオマス賦存量試算結果では、刈芝、剪定枝、家庭からの生ごみなどが多い。下記の取り組みを進め、バイオマスを利活用し、循環型の社会をつくる。

**1) 市内のバイオマスの賦存量・現在の処分方法を把握し、循環できる仕組みを構築する。  
量の多いものから燃やさないですむ方法を検討し、実践する。**

**【回答：環境衛生課、農業政策課】**

バイオマスの利活用については、資源循環の仕組みの構築を関係機関と検討するとともに、民間主導による循環システムの取組み状況も見据えながら、自主的な活動を促進するとともに民間企業の参入促進を図ります。

**2) 刈り芝については、堆肥化ができるが、残留農薬、残留除草剤の問題がクリアできるか検討を始める。**

**【回答：農業政策課】**

葉刈り芝の堆肥化については、平成28年度(2016年度)から個人農家及び芝生産業者を対象に、堆肥化に必要な発酵促進剤及び消石灰の配布を行い、葉刈り芝の新たな処分方法としての定着を推進してきました。今後は、残留農薬や残留除草剤等が農地に与える影響について調査していきます。

#### **4. 農薬・除草剤の使用について**

販売店に協力してもらって農薬・除草剤購入者にチラシを配布してもらう、という取り組みをすすめていただいたことは一歩前進でした。ただ、まだ販売店での認識が低い状態のようです。徹底した周知に協力いただくために引き続き以下の取り組みを行う。

**1) 協力店舗を増やす（全ホームセンター、全ドラッグストア）**

**\* 2018年8月現在でホームセンター5店舗、ドラッグストア8店舗**

**【回答：農業政策課】**

チラシを配布することは、農薬・除草剤等の使用者に対し適正使用を啓発することに繋がるため、今後も引き続き、協力店舗の拡大を目指します。

**2) 「農薬」ではなく「除草剤」散布の際の注意事項、として市独自のものを作成する（除草剤は農薬ではない、と言う誤解が市民にあるため）**

**【回答：農業政策課】**

市が作成する農薬・除草剤の適正使用に係るチラシの作成については、市民に誤解を招くことがないよう準備が整い次第、順次進めていきます。

**3) 公園や学校・幼稚園・保育園・児童館・交流センターなど、特に子どもが過ごす空間での使用自粛（殺虫剤についても同様に、安易に使わないことを徹底する。）**

**【公園・施設課、教育施設課、児童保育課、こども育成課、文化芸術課】**

公園での除草剤使用については、現在も必要最低限となるよう検討しながら実施しております、使用する際には、農林水産省の認定を受けたものを使用し、散布後子どもが間違えて入らないよう、数日間ロープなどによる立入規制を実施しています。

学校施設における除草作業については、随時業者に委託して実施しておりますが、除草剤の使用をしないよう指導しております、今後も徹底していきます。

保育所の庭での除草剤の使用は行っていませんが、保育所の敷地内の桜の木などに毛虫が大量発生して、子ども達に被害が及ぶ危険性がある場合には、農林水産省の認定を受けた安全性の高い殺虫剤を年に1回程度、休所日の早朝等に子ども達に影響が無いよう使用しています。また、数日間外遊びを控えるなどの対応もしております。今後も児童の健康に配慮し、適正に使用していきます。

児童館の庭での除草剤の使用は基本的に行っていませんが、児童館の敷地が広く、普段、児童が立ち入らない場所や芝生のある一部の児童館で、農林水産省の認定を受けた安全性の高いものを年に1、2回程度、休館日等に使用しています。また、殺虫剤は、館内にハチが侵入してきた場合や、樹木に毛虫が発生した場合に使用しています。今後は児童の健康に更に配慮し、極力使用しないよう徹底していきます。

地域交流センターでの除草剤の使用については、必要最低限の使用としておりますが、使用する際には、農林水産省の認定を受けたものを使用するとともに、散布後、子どもが間違えて入らないよう、数日間、ロープなどによる立入規制を実施していきます。

## 農業政策の充実

### 1. 就農者への支援を充実する。

後継者不足が続いている中、若手就農者は、将来的に農業を推進する上では重要な人材と考えられ、つくば市農業基本計画では、「担い手を30%増やす」と掲げている。

就農支援については、これまでも様々実施されてきたが、規模の大きい就農者から、家族経営の小規模農家まで様々な営農形態があり、支援も一筋縄ではいかず、つくば市独自のより詳細なニーズ把握や実態調査が必要と考える。

また、今年3月に新規就農者を増やす呼びかけとして、若手農業者・就農希望者座談会を開催されたが、就農者が一堂に会するきっかけとして、今後も実施を期待する。については、新規就農者や就農間もない農業者には、営農に関連する様々な講座や研修も大きな支援の一つと考えられる。

さらに、補助金制度等の申請手続きが多種多様であることから、ニーズやケースに応じた補助金申請についての相談やアドバイス・手続きの代行は、大きな支援になると考えられる。

以上のことから、以下を提案します。

#### 1) 課題抽出・ニーズ把握のため、つくば市独自の実態調査を実施する。

### **【回答：農業政策課】**

新規就農者の課題抽出・ニーズ把握については、現在実施している若手農業者・就農希望者座談会等のワークショップやアンケートなどから、情報収集をしていきたいと考えています。

### **2) 資金面の支援の一環として、補助金申請の相談だけでなく、申請手続き支援を行う。**

#### **【回答：農業政策課】**

補助金の申請については、補助金交付要項に基づき対応しておりますが、随時、窓口での相談対応を含め、申請書作成に係るアドバイス等の支援も行っていきます。

### **3) ニーズに合った講座や研修を企画する。**

#### **【回答：農業政策課】**

ニーズに合った講座等の開催については、現在実施している、若手農業者・就農希望者座談会等のワークショップやアンケート調査等の結果から参加者のニーズを的確に把握し、検討していきます。

### **4) 住宅支援、農地拡大などの課題解決の方法の一つとして、いわゆる「経営継承」「居抜き継承」などマッチングの仕組みづくりや交流会を企画する。**

#### **【回答：農業政策課】**

一般社団法人全国農業会議所・全国新規就農相談センターの「農業経営継承事業」の周知等、マッチングを促進するための取組を検討していきます。

### **5) 次期(2020年以降)農業基本計画の策定へ向け、意見集約を行う。**

#### **【回答：農業政策課】**

次期の農業基本計画の策定については、現在実施している、若手農業者・就農希望者座談会等のワークショップやアンケートなどから意見を聴取・集約するほか、様々な農業関係者からの意見を参考にして進めたいと考えています。

## **2. 女性農業者への支援のための調査活動を行う。**

社会的には少子化が問題とされており、農家の後継者不足も深刻である。一例を挙げると家族経営の農家では、出産・育児に伴う妻の休業は労働力減少に直結しており、母子保健や産休中の入手確保はままならないのが実情である。

**産休中の支援として何が求められているのか、実態調査を行う。**

#### **【回答：農業政策課】**

女性農業者の産休中の支援については、若手農業者・就農希望者座談会等のワークショップやアンケートなどにより実態を調査・研究し、ニーズを把握したいと考えています。

### 3. 地産地消を推進する。

地産地消については、今年度ガイドラインの策定にあたり、レストランについて調査実施の予定とのことで、大いに期待される。

学校給食についても、地場農産物の契約栽培を試験的に実施したとのことであり、是非、多品目で継続する。また、使用割合については、半分の50%を目標に積極的な取り組みをすすめる。

【回答：農業政策課、健康教育課】

J Aや生産者と連携して購入量、品目数を増やすとともに、地場産野菜の加工品をメーカーと共同開発するなどして、地場産野菜を学校給食に積極的に導入していきます。

## 福祉の充実

### 1. 高齢者福祉

つくば市では団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者人口約56,000人、高齢化率23%、後期高齢者人口が、前期高齢者人口を上回る予測がされています。ますます介護予防の充実によって健康寿命を延ばすことや、高齢者の社会参加を促すことが重要になります。誰でもが集える居場所づくりなどをはじめ、地域包括ケアシステムなど支援体制の整備が急務です。

また継続的な介護を担う人が、介護離職や介護家族の崩壊などの状況に陥らないために、様々な施策が必要です。

#### 1) 介護予防を充実させ、健康寿命を延ばす。

地域交流センターを地域の要とし、多世代の人の生活を豊かにする。特に長距離の移動に困難が伴う高齢者にとって徒歩移動の圏内である地域交流センターを利用する事が無理なく生活を充実させることになると考え、以下を提案します。

#### ① 地域コミュニティの中心として利用できるよう以下の三つの役割を担う。

- ・社会教育（生涯学習）の拠点（公民館として）
- ・地域の市民活動の拠点（コミュニティセンターとして）
- ・地域福祉の拠点（社会福祉協議会の地区支部として）

【回答：文化芸術課、社会福祉課】

地域交流センターは、生涯学習に関する活動や地域の市民活動の拠点として、施設の供用、事業の実施、支援、情報提供を行ってきたところですが、その他の機能を備えるにあたっては、各交流センターの規模や必要職員の配置などを考慮しながら検討していきます。

**②センター長は1年任期ではなく継続性のある事業を進められるように複数年任期とする。**

【回答：人事課】

地域交流センター所長の配置については、職員の適性や能力がいかされるよう適材適所を基本としています。

**③地域交流センターの機能について市民を交えて議論する。**

**④各地域交流センター毎に地域住民を中心とした運営委員会を立ち上げることを提案する。**

**⑤地域の居場所としてロビーを開放する。**

【回答：文化芸術課】

交流センターの機能についての議論の場や各施設ごとの運営委員会の立ち上げについては、地域性や施設利用者のニーズ等を考慮し、利用者の皆様の意向を尊重して検討していきます。

ロビーについては、自由にお使いいただける場として開放していますので、今後ともご利用いただけます。

**⑥大穂のいきいきプラザで行っている高齢者の体操教室を歩いていける各地域の　交流センターで行う。**

【回答：健康増進課】

高齢者の体操教室については、現在、高齢化率の高い地区にある筑波交流センターと茎崎保健センターにおいて、「健康交流サロン」という名称で年2回ずつ実施しています。

身近な場所で体操をすることは推奨すべきことですので、現在は、高齢者がより身近で参加しやすい各地区の集落センターや研修センターで実施している出前体操教室を紹介しています。

**⑦現在地域包括支援センターは庁舎、茎崎地区、筑波地区と三カ所におかれているが、将来は17交流センターにそれぞれ置くことを目指す。**

【回答：地域包括支援課】

地域包括支援センターの今後の設置予定は、2019年度は大穂・豊里地区と谷田部西地区、2020年度に桜地区と谷田部東地区を予定しています。地域包括支援センターの設置基準は、第1号被保険者の数が3,000人から6,000人程度の地区に1カ所

となっています。高齢化率や地域性等も考慮し、市全体を見据え適正な配置を目指します。

## 2) 高齢者を社会資源と位置付け、元気な高齢者が活躍する場や体制を作るなど積極的な参加を進める施策をつくる。

【回答：企画経営課、高齢福祉課】

元気な高齢者が集まる場が必要であると考えており、今年度は桜ニュータウンでモデル事業を行い、平成31年度(2019年度)当初予算でその拡充を行います。また、ボランティア活動等の様々な社会参加を通じて、健康で生きがいのある地域社会づくりに寄与することも重要であるため、シルバー人材センターによる軽作業や学習支援事業のボランティアなど、高齢者の方々の技術や経験を活かした活動の機会を促進し、活躍できる環境を作っています。このほか、様々な人材が集う研究学園都市の特性を背景に、現役引退後のシニアの方々に専門分野をいかして活躍していただくことを目的とした「O B人材活動支援事業」も実施していますので、こうした制度の活用促進も図っていきます。

## 3) 介護離職を未然に防ぐ為の施策を持つ。

### ① 「介護離職は社会の損失」なので介護休業制度について行政からも周知する。

【回答：地域包括支援課、高齢福祉課】

介護休業制度に関することは労働局やハローワークが管轄機関となっておりますが、市の福祉施策としては、介護離職につながる介護者の負担を軽減していくためにも、相談体制の充実とサービス利用の推進が必要であると考えています。

現在、高齢者に関する総合相談窓口として、市内に地域包括支援センター3カ所、在宅介護支援センター7カ所を配置し、高齢者及び御家族等からの様々な相談に対応しており、在宅介護が円滑に行われるよう取組んでいます。今後も、支援を必要とする市民の方々が、身近な場所で相談でき、必要なサービス等を利用できるように努めています。

また、在宅での介護が困難な世帯のために、短期入所サービス等の利用促進と入所施設の整備にも努めています。

### ② 育児休暇と同様に市職員が率先して介護休業制度を利用する。

【回答：ワークライフバランス推進室】

現在、庁内イントラネット掲示板等で介護に関わる支援制度等を周知・説明し、職員の制度利用促進や意識醸成を図っています。また、介護休暇等を取得する場合は、当人の意思ばかりではなく、職場の理解や上司の配慮が必要不可欠ですので、

日頃から職場内で業務分担等について話し合いを行うなどの業務改善活動を推進し、組織風土の醸成にも努めています。

### ③緊急の際に対応できるショートステイ施設の拡充。

【回答：高齢福祉課】

市では、緊急の際に対応できるよう、ケアマネジャーがショートステイ施設の空床情報を円滑に把握できる仕組みづくりを行い、利用促進に努めています。

## 4) 担い手の育成

介護事業に携わる担い手（介護福祉士やケアマネージャーなど）の育成を着実に進める。

【回答：高齢福祉課】

現在、介護人材の確保及びサービスの向上を目的として、市内介護事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した方に対し、給付金を交付する制度を実施しております。

引き続き、市内の介護事業所等に対し、この制度の周知を図り、人材育成に努めています。

## 2. 障害児・者福祉

障害があっても、年をとっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという思いをかなえるためには、支援が必要です。それは地域の見まもり、隣近所の声掛けや、緊急時の手助け、あるいは経済的なものやしくみ等、公的、私的にかかわらず大なり小なりの支援が求められます。つくば市が障害児・者にとっていつまでも住みやすいまちであるよう、以下の提案をします。

### 1) 地域で暮らすために不足しているサービスの充実

#### ①ケアプランについて

・全世代を対象としてケアプランの作成を行う。特にこれからサービスを利用する児童に対して保護者が作成するセルフプランではなく、相談支援事業者を介したケアプランの必要性を周知し、作成につなげる。

幼児期は保護者も利用できるサービスに対する知識もなく、どのような支援が必要かもわかりません。また、学齢期の間に適切な福祉サービスを利用することで、卒業後の準備も含めて、そなえに繋がります。早期発見、早期療育、早期支援と並べてはじめて不安なく大人になる準備ができると思います。

- ・希望するサービスがケアプランに挙げられているか確認する。
- ・希望したが事業者の確保ができず使えていないサービスの実態を把握・検討し、事業者の確保に努める。

【回答：障害福祉課】

市内の指定特定相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画(計画相談支援給付決定)の内容を確認しながら、全ての障害福祉サービスを利用される方へ計画相談支援の給付決定がなされるよう努めます。また、十分な利用に結びついていないサービスについては、茨城県と連携し、事業者の新規参入の促進に努めます。

## ②医療的ケアが必要な人のショートステイ事業の実現。

医療的ケアが必要な人のショートステイについては現状県南に施設がないため、遠距離を移動しなければならず、本人だけでなく親にも負担が大きい。事業者に何らかの補助を行うなどして、早期の施設設置が必要。

### 【回答：障害福祉課】

医療的ケアが必要な人のショートステイ事業については、利用可能な施設が県北・県西地域であり、県南地域に施設がないことから、県と連携し、市内の医療機関及び介護老人保健施設に対し、事業実施の要請を行っていきます。

## 2) 公共施設・公共交通のバリアフリー化

- ・つくタクに、一部タクシー会社が導入している電動車椅子で乗車できるバリアフリー車両の導入を進める。

あわせて運転者に研修を受けてもらい、対応できるようにする。

### 【回答：総合交通政策課】

電動車いす対応のタクシー車両については、つくタクを運行するタクシー事業者のすべてが導入しているものではありません。電動車いすに対応している車両があまり多くないなかで、つくタクに当該車両を活用することは、困難であると考えております。

電動車いす対応タクシーの活用及びバリアフリー研修につきましては、定期的なつくタク事業者等との会議の中で共有します。

## 3) いきいき茨城ゆめ国体 2019 全国障害者スポーツ大会に向けて

- ・東光台体育館がハンドアーチェリーの会場になることから  
トイレ・・・フル装備までいかなくても広いトイレを複数準備する。  
駐車場・・・身障者用駐車場をふやす。広いスペースの駐車場を確保する。  
道路・・・・東光台体育館へ続く歩道の補修が必要。段差があり車椅子での移動に支障がある。

### 【回答：国体推進課、道路整備課】

大会会場になっている、東光台体育館周辺の歩道修繕については、修繕方法などを精査した上で、施工を実施いたします。

障害者スポーツ大会のオープン競技（ハンドアーチェリー：東光台体育館）については、トイレ及び駐車場を含む設計及び設営を競技団体が行うことになっておりますが、仮設トイレ及び駐車場の追加確保については、今後競技団体及び茨城県と協議を行いながら、設置について検討していきます。

#### 4) 道路・交通関連

中心街区では、現在街路樹や街灯の整備のための工事が行われている。歩道が通行できなくなっているので、一般の歩行者だけでなく、自転車、車いす、ベビーカーなどの安全に通行できる推奨ルートを掲示する。

また、工事区間だけでなく、観光地、公共施設などにも、同様の掲示を行う。

【回答：道路整備課、道路管理課】

平成30年度(2018年度)の工事において、歩道改修工事を実施中に、碎石のまま歩きにくい状態で開放してしまった事例がありましたが、今後は、両側の歩道が同時に通りにくい状態にならないよう施工順序を検討し、推奨ルートを掲示します。

また、公共施設等に面した道路で、車椅子・ベビーカー等を使用する方の通行に支障がある場合については、状況に応じて修繕を検討します。

#### 5) 児童発達支援センターの建設に向けて

- 「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」が始まっているが、当事者の声を集めて反映させることができるように、計画づくりの折々に当事者団体などとの意見交換を行いながら進める。

【回答：障害福祉課】

平成30年度(2018年度)に「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」を設置し、現在、外部の関係者や有識者を交え、御意見を伺っているところです。

本検討会の委員には、当事者団体からも参加いただきしており、広く当事者の意見が反映されるよう、切れ目のない支援体制の整備を念頭に検討していきます。

#### 6) 現在改良中のステップノートの活用

ステップノートには各々のライフステージでの積み重ねを記録するようになっているので、各事業所と連携して活用する。不十分な部分は改良していく。

- ・乳幼児のころから使い始め、相談支援事業へとつなげる。
- ・保護者はスマホで情報を得ている人が多くなっている。スマホに対応するためにアプリ化をする。
- ・ノートの使い方について講習会を開催する。
- ・障害のあるなしに関わらず広く活用する。

## 【回答：障害福祉課】

「すべてのーとあゆむ」については、市の福祉支援センターを中心に周知や利用の御案内をしております。今後さらに有効な連携・活用に向け、対象者の支援にかかる福祉事業所や教育機関等からの意見や資料を加えられるよう検討し、改良を重ねていきます。

## 7) 出産後の兄弟児のケア

新生児の重病が判り入院を余儀なくされたとき、兄弟児を保育所で優先的に預かってくれる仕組みをつくる。

現状では市内保育所の一時保育の利用、社協のさわやかサービスの紹介、児童養育施設での一時預かりなどを進めている。保育所への入所申込みについては一般の保育所入所手続きに準じて、毎月ごとの審査により点数をつけて入園順位をついている。市内保育園の希望する保育所に空きが無ければ受け入れてもらえないのは一般入所希望者と同じ。

## 【回答：幼児保育課】

新生児の重病が判り入院を余儀なくされたとき、兄や姉を保育所で優先的に預かる仕組みについては、緊急な対応が必要であるため、市内保育所で実施している一時預かり保育を利用していただくことが最良と考えます。優先的な入所の仕組みについては、他自治体の状況等を踏まえて研究していきたいと思います。

## 8) 特別支援教育におけるＩＴ機器の利用について

各小中学校に設置されている特別支援学級では、タブレットなどの学習に使用する電子機器の持ち込みが禁止されている。高額なものであること、紛失や故障の恐れがある事、遊びとしての利用が懸念されることなど理由はさまざまではあるが、読み書き障害の場合など、障害によっては学習に不可欠なことがある。教育委員会の理解を求める。

## 【回答：総合教育研究所】

特別支援学級用として特別に配備している機器は今のところありませんが、学校の中で使用時間の調整をしながら活用しています。電子黒板やタブレット端末を使用したい特別支援学級担任は増えていることから、平成30年度(2018年度)にタブレット端末を各校5台ずつ増やし、特別支援学級でも活用する時間が増えるようにしました。

また、一定期間連続して使用したいという先生の要望に対応するため、総合教育研究所に貸出用タブレット端末20台を用意しています。

## 9) 障害者の就労について

- ・地域の企業への働きかけはもちろん、障害者雇用を積極的に行う企業の誘致など、就労先の確保を積極的に行う。

- ・現在行われているマルシェへの出店は評価する。このように市役所の中にコーナーを設ける、地域交流センター等、公共施設の中に障害者団体が運営するコーヒースタンドを設置するなど、交流の場としても役立つような工夫をする。
- ・一般就労は難しいが、働く意欲のある障害者のための企業相談窓口を設置する。

【回答：障害福祉課】

障害のある方の就労支援については、就労環境の向上を図るため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し行っています。企業の誘致については、関係部署で連携し情報の共有に努めます。

また、障害のある方の活動場所の確保という観点から、市の公共施設等の一時的利用等について相談があった場合は、施設所管課と協議のうえ対応していきます。

#### 10) 家庭用発電機の購入に費用補助を

在宅で生命維持装置を使っている人にとって、災害時の電源確保は大きな問題です。家庭用の発電機が必要なので、購入時に費用の一部補助をする。

【回答：障害福祉課】

平成31年度(2019年度)より、在宅の医療的ケア児等に対する支援として、日常生活用具給付事業で、自家発電機の購入時に1台あたり基準額10万円として給付します。

### 健やかに育つ環境づくり

子育て・教育に関しては小中学校の普通教室へのエアコン設置、児童クラブの公営化等さまざまな事業の前倒しにより、環境が向上している一方こどもを取り巻く環境は大きく変動し、つくば市でも教育大綱の策定や小中一貫教育の見直しが行われているところです。

#### 1. 学校施設の活用によるすべての子どもの居場所づくりに向けて

##### 1) 放課後子ども教室の見直し及び充実

①「放課後子ども教室」事業をイベント型ではなく「居場所」として位置付ける。

【回答：こども育成課】

国が掲げる「放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、放課後子供教室については定期的に開催することが望ましいとしています。今後は、放課後子供教室の質と量の両面を高め、児童の放課後のより良き居場所となり得るよう努めていきます。

②一律ではなく、各校・地域の状況に沿った計画を立案し、実施する。

【回答：こども育成課】

各学校へ希望調査を行い、実施日、対象学年及び実施内容について確認をすると

とともに、児童へのアンケートを実施するなどし、各小学校や地域の実情に応じた放課後子供教室を実施できるよう努めています。

## 2) 学校図書館のあり方

①学校規模に関わらず全小中学校に専任の司書または司書教諭補助員を全日（8時間）通して最低1名配置する。

【回答：教育指導課】

現在、配置日数及び配置時間の増加を検討しています。今後も、学校の実情を踏まえながら司書等の配置について検討していきます。

②放課後子供教室事業との一環として、または独立事業として放課後の学校図書館の開放を実施する。

【回答：こども育成課、教育指導課】

放課後子供教室事業としては、学校図書室を放課後子供教室の開催会場として、多様な内容で事業実施ができるよう計画を進めています。独立事業としては、施設管理の面で課題があるため、教職員の負担が増えないことを前提に、可能性を検討していきます。

## 2. 学習について

### 1) つくばスタイル科の見直し

「つくば・スタイル科」は単なる総合学習とは一線を画した学びである、というコンセプトのもとに進められてきましたが、現場ではとまどいも多かったということで、指導案を積み上げたパッケージ化が進みました。そのことで、逆にパッケージ以外の授業は行わない（本当はもちろん自由裁量であるが）という認識になっています。その点の見直しをすすめる。

【回答：教育指導課】

つくばスタイル科の内容については、毎年検討し改善を行っています。今後もつくばスタイル科のねらいを再確認し、授業づくりの工夫を行っていきます。

### 2) I C T 教育の見直し

①つくば市として、どのような設備を備える必要があるのか、メリット・デメリットは何か、何を目的として教育活動に使うのかを明らかにする。

【回答：総合教育研究所】

I C T 教育については、現在、教育委員会や総合教育会議で議論を行っているところです。教育大綱の策定に向けて、I C T 教育についても引き続き議論していくたいと考えています。

②特別支援教育において必要とされる児童・生徒へは積極的に使用することを許可する。

(「読み書き障がい」へのタブレット使用などを指します)

【回答：総合教育研究所】

特別支援学級用として特別に配備している機器は今のところありませんが、学校の中で使用時間の調整をしながら活用しています。電子黒板やタブレット端末を使用したい特別支援学級担任は増えていることから、平成30年度(2018年度)にタブレット端末を各校5台ずつ増やし、特別支援学級でも活用する時間が増えるようにしました。

また、一定期間連続して使用したいという先生の要望に対応するため、総合教育研究所に貸出用タブレット端末20台を用意しています。

### 3) I C T 活用の前提となる基本的な能力をつける

I C T が発達しても、それは道具・手段であって正しく使えるためには基本的な能力、思考、判断力の養成を目標とする。

【回答：総合教育研究所】

将来の予測が困難な、複雑で変化の激しい社会である「A I の時代」に向けて、今の子ども達に必要な「問い合わせを立てる力」、「問い合わせを主体的に解こうとする力」、「問い合わせを協働で解決する力」、「多様性を認め活かす力」の4つを育成する必要があると思います。また、同時に、超高度な情報化社会においては、コンピュータを活用する力、プログラミング的思考、情報モラルについても身につけていく必要があります。

それらを身につけていくために、新学習指導要領で求められている、「主体的、対話的で深い学び」の実現が必要であり、学習や指導の道具としても I C T 機器の効果的な活用をしていきたいと考えています。

### 4) つくばチャレンジングスタディの見直し

・無料塾などの拡大支援に切り替える。

チャレンジングスタディのソフトについては、特別支援教育、貧困対策であるとの回答を昨年いただきましたが、双方向性がなく、データ蓄積による本人の伸びを確認することもオンライン上はできません。このようないわば「画面上のドリル」に年間250万円の維持費を支払うか検討が必要です。特別支援教育、貧困対策、またそれ以外の子への学習支援にしても、動機づけと学習継続を促すためには「人」の見守り、励ましが欠かせません。無料塾などの拡大支援に切り替える必要があります。

【回答：総合教育研究所】

「つくばチャレンジングスタディ」の費用につきましては、月額約 207 万円で、小中学生 1 人当たり約 97 円です。筑波大学病院内の訪問学級に在籍している子どもにこのシステムを提供したり、放課後に不登校の子どもたちや中学生を対象として実施する「つくば未来塾」でも利用しています。平成 30 年(2018 年)4 月から 10 月までのアクセス数は、94,713 件にもなっております。

また、これらはその有効性からも、茨城県としても学力向上事業の一環として取り組むことが決まりました。県の指針を受け、つくば市としてもその効果をより一層児童生徒に還元していきたいと考えています。

## 5) 学びの広場、未来塾の見直し

夏休みを利用して行われるこれらの事業ですが、形式として一斉ドリル→採点の形を取る学校がほとんどです。普段の授業ではできない、理解できていなかった箇所の個人指導を中心とした学びになるよう改善を求めます。

【回答：教育指導課】

「学びの広場」は県主催の事業であり、問題の冊子や学習内容・方法については、県の方針に沿った活動となっています。「つくば未来塾」については、個人指導を中心とした学習を進めています。

## 3. 学校給食について

### 1) ガイドライン策定について

2018 年に学校給食についてのガイドラインが策定されるにあたり、下記の項目を導入する。

#### ①原則週 5 日の米飯給食の実施

【回答：健康教育課】

週 5 日の米飯給食実施については、委託先である茨城県学校給食会に確認したところ、現状の県内の炊飯委託業者では対応が困難である旨の回答を得ており、実施は困難な状況です。

#### ②使用する農畜産物の安全性の確認（栽培方法、農薬等化学物質の混入リスクをできるだけ減らすための方策）

【回答：健康教育課】

栽培方法や農薬使用といった観点での食材の安全性については、納入業者との学校給食食材購入に係る協定書締結時の仕様書において、一部を除き国内産原料・国内生産を原則とすることや、遺伝子組換え食品である旨の表示がないことなどの条件を明記し、それに基づき協定を締結して食材を購入しています。

なお、JAつくば市学校給食部会はGAP（農業生産工程管理）に準じた取組を

始めており、JAつくば市谷田部産直部会では、農薬の削減など環境と安全性に配慮しながら持続可能な農業を実践する「エコファーマー認定」を会員全員が受けています。農作物に関する生産者側の意識も非常に高くなっています。

**③調理済み加工食品をできるだけ減らすこと。**

【回答：健康教育課】

限られた調理時間や作業工程の都合上、調理済み加工食品をどうしても使用せざるを得ない場合はありますが、できるだけ手作りの給食を提供できるよう工夫しています。

**2) 新設校には自校式給食を導入する。**

【回答：健康教育課】

今後の新設校への自校式給食施設の導入に関しては、新設校の建設予定について関係部署と連携しながら、児童生徒数の将来推計や既存給食センターの今後の整備方針とあわせて検討していきます。

**4. 学校施設の充実**

**1) 小中学校のトイレの改修については前倒しでの整備を引き続き行う。**

【回答：教育施設課】

衛生的な教育環境を確保するため、老朽化が進んでいる施設を優先的に計画し、順次整備をしていきます。

**2) 教育施設のバリアフリー化についても各施設の状況を調査し、引き続き推進する。**

【回答：教育施設課】

学校施設の個別施設計画を策定するなかで検討していきます。

**3) 公立保育所は施設の老朽化が著しいため、建て替え、必要な修繕などをすすめる。**

【回答：こども育成課】

現在、各保育所において、施設の老朽化に起因した不良箇所が報告されていることから、迅速できめ細やかに修繕を施すとともに、将来を見据えた根本的な解決方策を検討していきます。

**4) 今年度、学校プールの老朽化が顕在化しました。今後拍車がかかると思われます。共同利用、民間活用、地域への開放を含め学校プールをどうするのかについての方針を明確に持ち、それに向けた計画を立案する。**

【回答：教育施設課】

今年度、学校プールの老朽化の状況について市内全校で調査を行いました。現在、老朽化が激しく、利用する児童・生徒に危険を及ぼす可能性がある学校プールについては、早急な改修と安全確保に向けて使用を中止し、平成31年度(2019年度)の工事着工に向けて設計を行っているところです。なお、学校プールの使用ができない期間については、他の学校や公園施設のプールを借用することで対応する予定です。

今後も各校で老朽化が進むことが考えられますが、学校及び専門業者の協力を得ながらの点検を実施していき、児童・生徒の安全に関わる箇所への対応を優先しながら計画的に維持管理を行っていきます。

また、学校プールの運営については、住民ニーズの把握に努めながら総合的に検討していきます。

## 5. 公立幼稚園の方針の確立

公立幼稚園の役割は地域で子どもを育てるにあると考えますが、園児減少対策として3年保育に向けての検討が始まっていることを評価します。検討にあたっては、これから入園する保護者をはじめ、市民を交えた審議会等で公立幼稚園の指針を決める。また、園によっては新興住宅地からの入園者が殺到し、駐車場の不足などがみられます。新園の設置は難しくても園バスを回す、幼稚園の通学区を再編するなどの方法を利用者と協議する。

【回答：学務課】

公立幼稚園の3歳児からの受け入れの実施については、現在、就園前の保護者を対象に、3歳児保育のニーズ調査等を含めたアンケートを行っております。今後は、アンケート結果や施設、人的な課題を考慮しながら検討をしていきます。

## 6. 中学校における部活動の方針の策定

部活動の外部講師委託のための費用を予算化する。

教員の負担軽減などを目的とした部活動の方針が示されました。教員の負担軽減は歓迎すべきことですが、外部講師への委託には費用がかかります。現在3つの中学校で従来の部活動に囚われない形の放課後のスポーツが推進されていますが、費用捻出のために「アイラブつくば補助金」を申請している状況です。「アイラブつくば補助事業」は同一事業3年連続を限度とされており、継続的な学校事業にはなじまないため、予算化を要望します。

【回答：教育指導課】

学校で行われる部活動の外部講師については、平成31年度(2019年度)予算に運動部活動指導員の報酬を計上しました。地域人材を活用した一部の部活動委託については、数校で実施しており、今後の展開については運営等の課題を踏まえて検討していきます。

## 7. インクルージョン教育の推進

茨城県では「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を平成27年4月に制定しました。これによりインクルージョン教育の重要性がますます高まっています。

就園、就学、進学の決定に際しては、必要があれば十分な支援を行えるよう予算措置をし、すべての子どもが障害があることを理由に教育を受ける機会を損なうことのないよう、希望する幼稚園や学校に、就園、就学できるよう図る。

### 【回答：特別支援教育推進室】

特別支援教育推進室では、就学前の幼少時から就学後まで一貫した支援や指導ができることに主眼を置いて、就学相談（未就学児）及び教育相談（就学後の児童生徒）を実施しております。未就学児につきましては、就学相談時の保護者の希望等に応じて小学校や特別支援学校の見学や体験を行うとともに、本人・保護者が安心して納得できる就学となるよう、複数回の相談と話し合いを丁寧に行っております。また、小・中学校等における配慮や支援の必要な幼児・児童・生徒については、その実態に応じて障害児介助員や特別支援教育支援員を配置しており、今後も各学校等の実情を把握し、安全に適切な教育が受けられるよう必要に応じた配置を行ってまいります。

併せて、特別支援教育を正しく理解し、充実させるために必要な教員研修については、研修対象者と内容を毎年見直し、改善しながら実施しており、今後も更なる特別支援教育の充実と将来の共生社会の実現を目指してまいります。

## 男女共同参画の推進

誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、人と人が助け合い補い合う社会の基本は、差別のない人権を認め合う社会です。性的マイノリティの人たちを含め様々な人たちの共同参画社会を目指していくかねばなりません。

### 1. 職場の環境づくり

性別に関わらず育児休業・介護休業制度が利用でき、在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務体制の職場環境づくりをすすめる。

### 【回答：男女共同参画室、ワークライフバランス推進室】

ワーク・ライフ・バランスを適切に推進していくためにも、性別に関わりなく家庭での家事・育児・介護等に参画することを促したり、柔軟な働き方への環境整備を推進することが欠かせないものと考えます。市では、「つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）」に基づき、仕事と生活の調和の環境整備を施策の方向性に掲げる中で、事業所を対象とした育児休業・介護休業を取得しやすい労働環境

改善のための支援制度や事例の紹介等を施策として位置づけており、関係各課と連携し、施策の推進を図っていきます。

また、庁内向けの取組としては、現在、市職員の仕事と育児・介護の両立を図るだけではなく、健康や福祉も考慮し、全庁的な業務改善活動による時間外勤務の縮減や、年次休暇・育児休業等の取得奨励に取組んでいます。また、柔軟な勤務形態を実現するための制度導入を目指し、平成30年(2018年)7月から9月の3か月間、時差出勤勤務を試行実施し、その有効性などを検証しているところです。今後も職員のワーク・ライフ・バランス推進や公務能率の向上を図るため、引き続き業務改善活動を推進するとともに、時代や環境の変化を踏まえ、より良い両立支援制度等の導入を検討し、多様な働き方を推進していきます。

## 2. 学習会等の開催

**市内中学生・保護者に対して、セクシャルハラスメント・ドメスティックバイオレンス（デートDVを含む）についての学習会を計画し、前述の問題に関する知識や実体験の情報を得る機会をつくる。**

**【回答：男女共同参画室、生涯学習推進課】**

セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンスを根絶するためには、配偶者・パートナーからの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることの理解を、被害者となりがちな女性を含め、浸透させる必要があります。市では、男女共同参画推進基本計画に基づき、様々な機会や媒体を利用し、周知・啓発活動を行っています。

現在、各小・中学校及び義務教育学校の保護者が学ぶ場となっている「家庭教育学級」において、人権に関する学習機会を設けるよう推奨しています。その上で、法務省作成の映像資料や県作成のパンフレットを用い、保護者や児童・生徒がセクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス（デートDVを含む）について学習する講演も開催されています。

今後も、家庭教育学級等において様々な人権課題についての学習機会を設け、差別のない人権を尊重する社会をつくるため、人権教育を進めています。

## 3. 人間社会の多様性（ダイバーシティ）推進について

**人間社会の多様性（ダイバーシティ）について理解を深め、推進体制づくりを進める。**

**【回答：男女共同参画室】**

昨今、社会や経済状況の変化により、企業や大学等において、国籍や性別、障害、年齢等、人の多様性を生かした組織や地域の活性化を図る取組が注目されていますが、男女共同参画分野においては、女性活躍の推進はもちろんのこと、多様性のひ

とつである性的マイノリティの方々に配慮した取組の必要性が高まっています。性的指向や性同一性障害に起因する差別的な扱いは不当なことであるとの認識は徐々に広がっていますが、現在においても偏見や差別はなくなりません。

市では、「つくば市男女共同参画推進基本計画」に基づき、性的指向や性同一性障害が差別につながらないよう適切な情報発信等に努めるとともに、人権尊重の観点から、異なる個性を有する人同士が、互いを理解・尊重しながら暮らせるような地域社会の実現を目指していきます。